

意見書

平成20年6月23日

総務省情報通信政策局
放送政策課 殿

郵便番号	892-8579
(ふりがな)	かごしましひがしせんごくちょう
住所	鹿児島市東千石町1-38
(ふりがな)	かごしま
氏名	株式会社 エフエム鹿児島
(ふりがな)	おおぞのすみや
	代表取締役社長 大園 純也

「携帯端末向けマルチメディア放送サービス等の在り方に関する懇談会報告書」(案)に関し、別紙のとおり意見を提出します。

頁	行	意見の対象となる該当箇所	意見
P 1 4	表内中央	実現する放送 地方ブロック向けデジタルラジオ放送 ●「地域振興」「地域情報の確保」 ●「地域文化・地域社会への貢献」 ●「既存ラジオのノウハウの活用」	既存ラジオ事業者が培ってきた実績やノウハウを活かされるような制度整備を行っていただきたい。
P 1 6 ～P 1 7	3 1 行 ～2 行	「開始5年後に90%以上の世帯カバー率を実現すること」を、例えば事業参入の際の条件にすること等により制度的に確保することも考えられる。	サービスエリアのカバー率については膨大な設備投資が必要になると考えられることから、事業者の計画に配慮した緩やかな条件であることを望む。
P 2 4	1 0 行 ～1 1 行	放送事業者の創意工夫に委ねた「全国向け放送」に準じた仕組みを導入することも考えられる。	「地方ブロック向け放送」の区分けについてはマルチメディア放送が実現可能で効率的な区分けとし、放送事業者の創意工夫に委ねた、全国的に連携が可能な事業者による区分けを可能とする制度となることを望む。
P 3 0	1 1 行 ～2 1 行	ハード・ソフト分離について	新しいコンテンツの充実を考えればソフト事業者の参入のためにもハード・ソフト分離の考え方には基本的に賛成である。一方、膨大な設備投資など事業参入のリスクを考えればハード会社が一定の条件の下でソフト事業者になれることは放送事業の維持に必要であると考え。
P 3 4	9 行 ～1 4 行	サイマル放送での制約について	難聴対策の観点からサイマル放送が効果がある場合など、各地域ごとの事情に配慮し、制約を設けるべきではないと考える。
P 4 2	2 2 行 ～2 3 行	「地方ブロック向け放送」については、1の技術方式を国内規格とすることが適当である。	「地方ブロック向け放送」において1の技術方式とすることは受信機のコスト低廉化など普及促進の観点からも望ましく、聴取者の利便性向上につながることを考える。